

第7回スペクトル管理 SWG 議事録

1. 日時：2004年1月29日 10:00~21:00
2. 場所：TTC 事務局4F DE 会議室
3. 出席者：
 - 3-1. 出席会員数/全会員数 50/ 85 (出席数には議長委任状27 を含む)
 - 3-2. 出席委員数/全委員数 65/111 (出席数には議長委任状30 を含む)以上により会議成立
4. 会議資料：寄書リスト
5. 議事要約
 - 5-1. 第6回議事録[SMS-07-01]及びスペクトル適合性確認結果報告書[SMS-07-02SMS-07-03]に関し承認される。
 - 5-2. 議事録担当 ソフトバンク BB
 - 5-3. 課題表の確認[SMS-07-04]
 - ・ 前回会合での合意事項及び課題（寄書）を追加（下線、ストライクで表示）
 - ・ 課題表の2章へは、JJ100.01 第3版へ向けた課題を次回より追加する。
 - 5-4. 上り拡張を用いた各種オーバーラップ方式、長延化方式のスペクトル適合性クロスチェック結果[SMS-07-05]
 - ・ 次回以降、複数社でクロスチェックを行なう場合は、各社の計算結果を提出する。
 - ・ スペクトル適合性計算結果報告書へは、各社の計算結果を纏めたものを掲載する。
 - ・ 上り拡張の扱いに関しては、議事次第3.6項での議論とし、ここでは、JJ100.01 第2版に則った適合性計算方法では、このクロスチェックは正しい結果として承認とする。
 - 5-5. システムの名称のつけ方
 - ・ TTC ドキュメントに記載するシステム名称に、特定会社の商品名、商標名と類似した名称が一部あるため、将来おこるリスクを考え、機械的な記号に変更することが提案される。
 - ・ 従来方法（システム提案者が提案する名称を原則として採用）を変更することに一部会員より異議が出された。
 - ・ 仮に機械的な記号をつける場合には、接続約款での運用等を考慮し、最小単位は伝送システム名毎である事が必要との意見があった。
 - ・ TTC 公式文書における商標等の扱いについては、当 SWG の審議対象ではないので TTC の理事会でその扱いを決定してもらうこととする。理事会への検討依頼を添付1に示す。

5-6 . クワッドスペクトル方式の課題 [SMS-07-06]

- ・ クロスチェックの実施が承認される。
- ・ ボランティアとして NEC がクロスチェックを行なう。

5-7 . 長延化方式の課題 [SMS-07-07]

- ・ クロスチェックの実施が承認される。

5-7-1. クロスチェック手順の一部追加

- ・ クロスチェックの計算結果に違いがあった場合、計算結果の確認に時間を要するため、クロスチェックの実施手順に、会合でクロスチェック開始合意後 3 週間を目途にボランティア会員より提案元に対し第 1 次計算結果を提出する。このことを第 6 回 SWG で合意された手順に追加する。
- ・ クロスチェックの実施手順が複雑となってきたので、次回会合に松本サブリーダーが既存の合意手順を取りまとめ、寄書として提出する。

5-8 . 上り高速化方式の課題[SMS-07-15、SMS-07-15(E)、SMS-07-16]

- ・ クロスチェックの実施が承認される。
- ・ 上り拡張の扱いに関しては、議事次第 3.6 項での議論とする。

5-9 . 他の方式の課題[SMS-07-17]

- ・ クロスチェックの実施が承認される

5-10 . 上り拡張方式に対する考え方[SMS-07-08、SMS-07-09/10/11、SMS-07-12、SMS-07-13、SMS-07-14、SMS-06-21 注、SMS-06-15 注]及び JJ100.01 第 3 版に向けて[SMS-07-18、SMS-07-19、SMS-07-20、SMS-07-21]

注：本課題に関連する寄書として前会合に提出された SMS-06-21、SMS-06-15 の寄書が追加された。

- ・ 第 2 版 70P <特例事項>に記載されている、G.992.1 Annex-C FBM 方式に対する、事後対策の対象、扱い方に関しては事業者間で協議することとする。
- ・ 上り拡張方式については、JJ100.01 第 2 版をもとに運用する事とするが、距離制限等の自主規制案及び、その必要性の有無については、再度、「事業者間会合」(共同議長は前回と同じ)にて議論を行い合意形成を目指す。
- ・ 第 3 版の改版に向けて努力する。
- ・ 事業者間の自主規制条件は、JJ100.01 のドキュメント上には記載しない。SWG 議事録等で公開される。
- ・ 事業者間合意が得られ、SWG で承認された時点で 適合性確認報告書の一文 注²を削除する。
- ・ 事業者間会合の合意事項については、スペクトル管理 SWG に報告する。TTC マターでない事項がもしあればそれは SWG に報告の必要はない。

- ・ 合意内容についてはメーリングリスト上で承認を求め、異論がある場合は臨時 SWG 会合を召集する。

注²

「上り帯域を拡張した ADSL 伝送システム (A.33, A.34) に関して、本報告書に適合性確認結果が記載されているが、上り拡張システム新たな運用制限を設けるか否かについて、DSL 事業者会員間で協議中である。

5-11. その他

- ・ き線点 RT 局からの ADSL サービスのスペクトル管理上の扱いに関し、新たな課題が提案される。 寄書として提出の上、次回会合での課題とする。
- ・ 中長期作業化計画については、ML で確認をおこなう。
- ・ 次回会合日程 3月4日 10:00～、および次々回 4月15日 10:00～とする。

以上

添付 1 . 理事会寄書